

磐田市立豊田学校給食センター給食調理・配送等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、豊田学校給食センターの給食調理等の業務を委託するにあたり、同業務の委託業者を選定するために本市が実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとするもの（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 業務実施にあたっての基本的事項

学校給食法の目的に沿って、給食調理等の業務実施にあたり、安全・安心でおいしい学校給食を提供すること。

2 業務概要

(1) 業務名

磐田市立豊田学校給食センター給食調理・配送等業務

(2) 業務内容

業務委託仕様書に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された企業等の企画提案内容に応じて、仕様を変更することができる。

(3) 業務期間

令和8年9月2日から令和13年7月31日まで（準備期間については別途協議）

(4) 契約の種類

地方自治法第234条の3及び磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号に基づく長期継続契約とする。

ただし、契約金額に対し、本市の歳入歳出予算の額に減額または削除があったときは、契約を変更または解除するものとする。

3 給食室の概要

所在地	磐田市中田 238 番地
施設	敷地面積:2,819 m ² 調理棟:鉄骨造2階建 1,189.91 m ² 、付属棟:鉄骨造平屋建 59.25 m ² 竣工:平成10年6月、開始:平成10年9月
調理方式	ドライ方式
給食内容	アレルギー対応:アレルギー9品目 完全給食(小学校2校:豊田南小学校、青城小学校、中学校1校:豊田南中学校、こども園2園:豊田南こども園、青城こども園) ※令和9年1月より、小学校1校(長野小学校)、幼稚園1園(長野幼稚園)が追加予定。 調理は一献立で実施 米飯は施設において炊飯、パン及び麺は別途委託

	アレルギー対応:卵の除去食
食器	樹脂製個別食器使用
給食日数	年間約 190 日(年度により変動)
調理数	約 1,600 食/日 ※令和9年1月以降は約 1,900 食/日の予定

4 委託料（令和8年9月2日から令和13年7月31日）

本業務に関する委託料は、次の提案限度額の範囲内とする。ただし、提案限度額は、契約時の予定価格を示すものではない。

提案限度額 441,300 千円（税込）

※ただし、令和8年度の提案限度額を 52,000 千円とする。

5 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

6 選定スケジュール

期限等	項目	備考
令和8年5月14日（木）	業務説明会参加申込書提出期限	電子メール ・ 業務説明会参加申込書（様式1）
令和8年5月15日（金）	業務説明会	
令和8年5月20日（水）	質問提出期限	電子メール ・ 質問書（様式2）
令和8年5月27日（水）	質問回答期限	電子メール
令和8年5月29日（金）	参加表明書提出期限	・ 参加表明書（様式3） ・ 会社概要 ・ 業務実績 ・ 業務実績一覧（様式4） ・ 損害賠償及び責任保険の状況 ・ 三者契約先の状況
令和8年6月4日（木）	資格審査結果通知	電子メール
令和8年6月12日（金）	提案書・見積書提出期限	・ 企画提案書（様式自由） ・ 見積書（様式5）
令和8年6月12日（金）	辞退届提出期限	電子メールまたは持参 ・ 辞退届（様式6）
令和8年6月26日（金） <予定>	プレゼンテーション及び ヒアリング	
令和8年7月上旬	選定結果通知	

7 参加基準

(1) 資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、令和8年4月1日時点において、次の要件を全て満たすものとする。ただし、その後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成21年磐田市告示第41号）又は磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成23年磐田市告示第55号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- ③ 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成25年磐田市告示第72号）に基づく入札排除措置を受けていないこと。
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 静岡県西部地域内（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町）において、学校給食の調理業務の受託実績を有していること。
- ⑦ 令和7・8年度磐田市物品製造等入札参加資格登録業者名簿（073 その他委託002 給食業務）に登録されていること。
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- ⑨ 万一の事故に備えて、損害賠償を確実に履行できる能力があること。
- ⑩ 1施設2,000食以上の学校給食調理業務の受託実績があること。
- ⑪ 業務説明会に出席していること。

(2) 応募に関する留意事項

- ① 参加者は、本プロポーザル参加表明書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 応募に関して必要な経費は、参加者の負担とする。
- ③ 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- ④ 参加者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属する。ただし、本市が必要と判断した時は、書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑤ 提出された書類等は、その理由に関わらず返却しない。また、本市が必要と判断した場合、追加書類の提出や記載内容の聞き取りを行うことがある。
- ⑥ 本市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的に使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させること、または、内容を提示することを禁止する。

8 業務説明会

- (1) 日 時 令和8年5月15日(金)午後2時30分から
- (2) 会 場 磐田市豊田学校給食センター
- (3) 申込方法 別紙「業務説明会参加申込書(様式1)」を令和8年5月14日(木)正午までに電子メールで学校給食課まで提出すること。
- (4) その他 ① 参加人数は1業者につき2名までとする。
② 駐車場所は参加事業者に別途連絡する。

9 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年5月20日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式2)を電子メールで下記メールアドレス宛に提出すること。電話、FAX及び直接来庁による質問には応じない。
E-mail gakkokyusyoku@city.iwata.lg.jp
- (3) 回 答 令和8年5月27日(水)午後5時までに、業務説明会に参加した全ての事業者に電子メールで回答する。

10 参加表明手続き

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 参加表明書(様式3)
 - ② 会社概要
会社の沿革、直近1年分の決算状況(財務関係書類添付)、組織表等
 - ③ 業務実績
学校給食における現在の実施状況(都道府県名及び市町村名、具体的な施設名、供給食数、契約期間、アレルギー対応の有無、ドライ・ウェットの別、給食の種類、職員数等)
※下線が引いてある項目については必ず記載すること。
 - ④ 業務実績一覧(様式4)
「③業務実績」で提出した書類とは別に作成すること。
 - ⑤ 損害賠償補償及び責任保険の状況
賠償額、保険金額、引受保険会社、保険内容等
 - ⑥ 三者契約先の状況(事故等で運営が困難になった時の保障として)
相手先の会社概要、会社沿革、決算状況(直近1年分)、組織表等
- (2) 提出部数 各1部
※A4版を基本として見出しを付けて、1つの綴りにすること。
- (3) 提出期間 令和8年5月18日(月)午前9時から令和8年5月29日(金)午後5時まで
- (4) 提出場所 磐田市国府台3番地1 磐田市教育委員会 教育総務課学校給食室
- (5) 提出方法 持参

11 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式自由）

ア 経営理念に関すること

- ・ 学校給食に対する基本的な考え方

イ 衛生管理に関すること

- ・ 食中毒事故防止対策
- ・ ノロウイルス対策
- ・ 感染症対策
- ・ 異物混入事故防止対策
- ・ 事故発生後の対応

ウ 従業員に対する教育・研修に関すること

- ・ 従事者に対する教育・研修

エ 業務を受託するにあたっての考え方

- ・ 調理等業務への独自提案
- ・ アレルギー対応への取り組み
- ・ 学校（園）との連携
- ・ 調理員等の具体的な配置
- ・ 従業員採用の考え方や欠員発生時の対応
- ・ 災害発生時の協力体制
- ・ 業務開始までの準備計画

② 動線図、作業工程表

- ・ 動線図、作業工程表をA3サイズで作成し、企画提案書の最後に一緒に綴ること。なお、動線図、作業工程表を作成する際の献立については参加表明業者へ別途通知する。

③ 見積書（様式5）

- ・ 提案限度額の範囲内で積算根拠を明確にすること。
- ・ 年度毎の内訳書を作成すること。

(2) 提出部数

① 企画提案書 14部（正本1部：社名入り 副本13部：社名抜き）

- ・ A4版を基本として、見出しを付け、1つの綴りにすること。
- ・ 部数に変更となる可能性がある。

② 見積書 1部

(3) 提出期間

令和8年6月5日（金）午前9時から令和8年6月12日（金）午後5時まで

(4) 提出場所 磐田市国府台3番地1 磐田市教育委員会 教育総務課学校給食室

(5) 提出方法 持参

12 資格審査

(1) 第1次審査（書類審査）

参加表明時に提出した書類を基に「7（1）資格要件」を満たしているかを審査するものとする。参加表明者が5者以上の場合は、審査項目及び配点に基づき審査し、得点が高い者から順に上位4事業者までを次の第二次審査の対象とする。ただし、プロポーザルの参加申込事業者が4者以下であった場合は、第1次審査では参加資格の決定のみの審査とする。審査結果は、参加した全ての事業者に電子メール通知するとともに、上位4事業者に対して企画提案書の提出を要請する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査により選定された者に対し、企画提案書を基にプレゼンテーション審査を以下のとおり実施する。

① 予定日

令和8年6月26日（金） ※時間は後日別途通知する。

② 場所

磐田市役所本庁舎1階 第1会議室

③ 出席者

説明者2名以内と業務責任者となる予定の者1名の計3名以内とする。

④ 持ち時間

プレゼンテーションを20分以内、その後、ヒアリング（質疑応答）を15分以内とする。

⑤ プレゼンテーションの内容

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加は認めない。

ただし、パワーポイント等の使用のため、編集することは可とする。なお、プレゼンテーションの方法は紙面でも、ビジュアル機材・パソコン等でも可とするが、ビジュアル機材・パソコン等を使用する場合、機材は参加者側で用意するものとする。（プロジェクター及びスクリーンは事務局にて用意する。）

13 辞退の方法

参加表明書の提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する事業者は、令和8年6月12日（金）午後5時までに、「辞退届（様式6）」を持参または電子メールにて提出すること。

14 最優秀企画提案者の選定

企画提案書及びプレゼンテーション時の説明・ヒアリング時の質疑応答の内容を審査基準に基づき審査し、各委員の採点により、第1位を最も多く獲得した提案者を最優秀企画提案者とする。

第1位の獲得数が同数である提案者が複数あった場合は、総合計得点が最も高いものを最優秀企画提案者とする。

さらに、総合計得点が最も高い提案が2者以上ある場合は、「17 審査基準 審査項目（4）業務を受託するにあたっての考え方」の得点が多い方を最優秀企画提案者とする。

ただし、総合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、契約相手方候補者として選定しない。

選定結果は、参加したすべての事業者に通知するとともに、磐田市ホームページ上で各提案者の評価項目ごとの評価点数を公表（最優秀企画提案者以外の者については会社名を除く。）する

15 契約の締結

選定した最優秀企画提案者と仕様書及び契約条件等について協議調整の上、見積り合せを実施し、落札となれば契約を締結する。ただし、最優秀企画提案者と契約が成立しない場合は、順位2位以降の事業者と順次見積り合せを実施し、契約締結の交渉を行う。

16 審査基準

第1次審査（書類審査）

審査項目	配点（合計点）
会社概要について	（40点）
①経営状況に関すること	20点
②業務受託実績に関すること	20点

第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

審査項目	配点（合計100点）
（1）経営理念に関すること	（10点）
①学校給食に対する基本的な考え方	10点
（2）衛生管理に関すること	（35点）
①食中毒事故対策	5点
②ノロウイルス対策	5点
③感染症対策	5点
④異物混入事故対策	10点
⑤事故発生後の対応	10点
（3）従業員に対する教育・研修に関すること	（10点）
①従業員に対する教育・研修	10点
（4）業務を受託するにあたっての考え方	（45点）
①調理等業務への独自提案	10点
②アレルギー対応への取り組み	5点
③学校・園との連携	10点
④調理員等の具体的な配置	5点
⑤従業員採用の考え方や欠員発生時の対応	5点
⑥災害発生時の協力体制	5点
⑦業務開始までの準備計画	5点

17 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 資格審査通過者で、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合。
- (2) 審査委員又は事務局等関係者に、本プロポーザルに対する助言を求めた場合。
- (3) 「7 (1) 資格要件」を満たしていない場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 募集要領に違反した場合。
- (6) 提案に対して談合等、不正行為があった場合。
- (7) その他、審査会が不適格と認めた場合。

18 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルで提出された書類等は、磐田市情報公開条例に基づき公表することがある。
- (4) 企画提案書、見積書の提出後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (5) 本業務委託について、業務履行期間の年度における歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、市は契約の予定を取り止めることができる。また、この契約予定の取り止めに伴って発生する損害の賠償は行わない。
- (6) プロポーザルに参加する業者が1者となった場合でも、プロポーザルは実施する。

19 問い合わせ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

磐田市教育委員会事務局 教育部 教育総務課学校給食室

電話：0538-37-4780

FAX：0538-36-1517

E-mail：gakkokyusyoku@city.iwata.lg.jp